



芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡 隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

「特別の教科 道徳」を憂える

～子どもや孫が何を学んでいるのか関心を持ちましょう～

2016年は、教育基本法（以下、教基法）全面改悪からちょうど10年です。2006年12月、第一次安倍政権が強行採決により全面改悪しました。旧教基法は、日本国憲法の理念を実現するために制定されたものですから、憲法と一体のものです。だから、本来、憲法改悪→教基法改悪という手順が「正当」ですが、憲法改悪のハードルが高いために、教基法改悪→憲法改悪と戦術を転換しました。改悪推進の民間最大組織は日本会議と縁深い『日本の教育改革』有識者懇談会でした。あれから10年。特定秘密保護法や安保法制などの経緯は、「戦争をするための人づくり」を狙った改悪であったことを明示しています。

旧教基法を軽視し続けてきた自民党政権・文科省は、改悪後は手のひらを返したように「準憲法」と位置づけ、その徹底を推進。そして、憲法改悪が差し迫った現実の危機に。

教基法第2条「教育の目標」と学校教育法第21条「義務教育の目標」

第2条「教育の目標」には、「公共の精神」「伝統と文化を尊重」「国を愛する態度」など約20の徳目を法定。道徳・「養うべき態度」を法律で定める愚行が強行されました。

翌2007年6月には、教基法第2条の主な徳目を学校教育法第21条「義務教育の目標」に法定。さらに、2008年3月改訂の学習指導要領は、まさに「道徳教育指導要領」というべきもの。こうして、教基法全面改悪は子どもたちの成長に日々直接に影響しています。私は、市民的道徳は大切だと思いますが、それは、子どもの内面からの発露であるべきでしょう。「道徳」の授業中には、子どもたちは、「弱い人をいじめることは許せません」、「困っている人がいたら進んで助けます」、「イチロー選手のように努力を続けます」等々、立派なことを言います。教師が期待している「正答」は子どもたちにもわかりますから。

現在は、道徳は教科ではないので、教科書はないし、評価もなし。それでも、「裏表のある人間を育てる時間のようなもの」と言えなくもありません。「道徳」だけの要因ではありませんが、科学的認識や思考力、合理的精神は確実に衰退していつているでしょうね。

2018年度から「特別の教科 道徳」登場（教科書あり、評価あり）

ついに、2018年度から「道徳」が教科（特別の教科「道徳」）になります（高校は、新設の「公共」に要注意）。5段階評価は避けましたが、記述式の評価はしなければなりません。文科省は、「特定の考えを押し付けたり、入試で使用したりはしません」「『愛国心』を評価することなどあり得ません」といいますが、教育再生実行本部（自民党）や教育再生実行会議（内閣）、それに日本会議などが、いつまでもそれで納得するとは思えません。

皆さんの子どもや孫が「道徳」の授業で何を学んでいるのか、教材を読んだり、話し合ったり、関心を持っていただくことが、いよいよ重要であると思います。

<和歌山大学名誉教授・芦屋「九条の会」代表 久保富三夫>